

Midwife M 臈ビューティ協会 フェミニンケアスペシャリスト規約

Midwife M 臈ビューティ協会（以下「当協会」といいます）は、当協会の理念および目的に基づき、当協会の保有する知識・技能を正しく教授・普及するため、当協会所定の認定制度（以下「認定制度」といいます）を設けます。なお認定制度は、当協会所定のプログラム（以下「当協会プログラム」といいます）に基づき、当協会の知識・技能を正しく教授し得る個人を認定するものであり、この認定を受けた個人を「Midwife M 臈ビューティ協会認定フェミニンケアスペシャリスト」（以下「スペシャリスト」といいます）とします。スペシャリストは、当協会所定の範囲内で当協会認定資格者として、この名称を使用することができ、また当協会の理念および目的に従い、自己の責任において、当協会プログラムに基づき受講者に対して誠実かつ適正に講師活動を遂行するものとします。本規約は、スペシャリストがその活動を遂行するにあたり、常に遵守すべき事項を定めるものであり、当協会および認定制度の安定的な運営とスペシャリストの適正な活動の確保を目的とするものです。スペシャリストは、この資格を付与され登録を行う際には、本規約のすべてに同意したうえで、当協会所定の登録を行うものとします。

第1章 [総則]

第1条（適用）

1. 本規約は、当協会の認定制度およびスペシャリストの活動条件等の遵守すべき事項について定め、スペシャリストと当協会との間において適用されます。
2. 当協会からスペシャリストに提供される本規約以外のガイドライン、約款その他の諸規則についても本規約の一部を構成するものとし、スペシャリストは、前項同様これらを遵守するものとします。

第2条（フェミニンケアスペシャリストの義務）

1. 『フェミニンケアスペシャリスト』は、悩みを抱える受講者と適切な医療機関やセルフケアの方法とを繋ぐ、いわば「トリアージ」のスペシャリストであり、医療法等の法令に基づく医療従事者としての資格ではありません。したがって、実施する講座やセミナーにおいて、如何なる場合も医療行為を行うことはできません。スペシャリストは、予め必ずこれを理解し自らの責任において法令遵守を徹底しなければならないものとします。
2. スペシャリストは、自己の責任において、当協会プログラムを誠実かつ適正に遂行するものとし、当協会より別段の指示がない限り、当協会所定のオリジナルテキスト（次条第1項に定めます）を使用して当協会所定の一律の料金にて所定の講座を実施するものとします。
3. スペシャリストは、自らの活動に際し、当協会の方針に則り、かつ本規約を含む当協会の定める規則等を遵守しなければならないものとします。
4. スペシャリストは、当協会所定の講座においてのみ、この講師として活動することができ、かつ、当協会プログラムに従い、当協会より指定された受講料にて講座を実施するものとします。なお、講座を実施する場合は、特に次の定めを遵守しなければなりません。
 - ① 当協会プログラムは、正しいフェミニンケアの知識を普及させることが目的です。行き過ぎた医療への批判や特定の代替療法の効果を謳うなど偏った内容を受

講者へ教授するなどの行為を禁止します。

- ② 当協会プログラムと関係のない特定の商品やサービスを売り込むなどの営業行為、当協会プログラムを逸脱した内容（当協会プログラム以外の他のメソッドやノウハウを絡めたり一緒に紹介したりする内容を含みます）を受講者へ教授するなどの行為を禁止します。
 - ③ 講座で医療行為を行うなどの法令違反、公序良俗違反に該当する行為を禁止します。
5. スペシャリストが講座を実施する場合、受講者に対して、次の事項を必ず伝え理解させるものとします。
- ① 受講者が正しい知識を持ち、自ら選択できるようアドバイスをするまでが、フェミニンケアスペシャリストの役割であること。
 - ② 講座修了後の受講者自らの行動とその結果（ノウハウの使用、第三者への教授等の行動とその結果を含みます）については自己責任であること。
6. スペシャリストは、自己の責任において、第三者（受講者を含み、以下同じ）からのクレームや当該第三者との紛争に関して、自己の責任において、誠実かつ迅速に対応しなければならない、当該クレームや紛争等により当協会に一切迷惑をかけないものとします。

第3条（テキスト等）

1. スペシャリストは、講座実施の際には、事前に当協会所定のオリジナルテキストを当協会より購入するものとし、また自らの受講者数に応じて、当協会より指定されたスターターキットを所定の方法で購入しておく必要があります。なおオリジナルテキストの購入金額については購入冊数に応じてその価格が異なります。（当協会所定の価格表参照）
2. スペシャリストは、講座実施後においては、当協会指定のアンケート調査を実施し、当協会に提出するものとします。
3. スペシャリストは、前二項に定めるオリジナルテキストおよびアンケート調査について、自らの判断でこれらを改変等することなく、当協会の指示に従い使用および実施しなければならないものとします。

第2章 【認定】

第4条（資格要件）

1. フェミニンケアスペシャリストは、以下の資格要件をすべて満たし、認定後もこれを維持しなければならないものとします。
 - ① 助産師・保健師・看護師の免許保有者であること
 - ② 認定に必要な養成講座を修了し、認定試験に合格していること
 - ③ 会費その他認定に必要な費用を正しく納めていること
 - ④ その他当協会が、スペシャリストとしての資質・能力等に関して適格者であると判断する者であること
2. 認定を受けたスペシャリストが、第1項各号の資格要件のいずれかを欠くに至った場合、スペシャリストの認定は失われるものとします。

第5条（認定の有効期間および更新）

1. スペシャリストの認定期間は、当協会代表による認定後、1年間とします。

2. 認定期間満了後にスペシャリストが更新を希望する場合は、当協会所定の方法で次期の会費等の必要な費用を支払い、更新することができます。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当協会は更新を拒否することができるものとします。
 - ① 会費等の更新に必要な費用が期日までに納付されていない場合
 - ② スペシャリストとしての適格性その他を理由に当協会が更新するべきでないと判断した場合
3. 当協会は、前項の更新の拒否によりスペシャリストに生じる一切の損害について何らの責任も負わないものとします。

第6条（認定内容の変更）

スペシャリストは、認定の申請時に当協会に提出した自らの登録情報に変更が生じた場合には、当協会所定の変更手続きを行うものとします。

第7条（認定の取下げ）

1. 活動を休止するなど認定を自ら取り下げる場合には、スペシャリストは、当協会所定の退会届を協会に提出するものとします。
2. 前項の退会届の提出については、やむを得ない事由がある場合を除き、取り下げ予定日の1ヶ月前までに行うものとし、この場合にスペシャリストは、認定の取り下げによる退会日までの会費等を正しく納め、また引継ぎの必要のある受講生がある場合は、自らの責任で誠実に引継ぎを行うものとします。

第8条（認定の取消し）

当協会は、スペシャリストが本規約その他当協会の定める規則等に違反し、あるいは違反するおそれのある行為が発覚した場合、その他スペシャリストとしての適格性を欠いていると判断したときは、この認定を取り消すことができるものとします。

第9条（認定喪失後の措置）

1. スペシャリストが認定資格を失った場合は、直ちに次の措置を講じなければならないものとします。また、当協会は、認定を失ったスペシャリストに対し、必要な指示をすることができ、当該スペシャリストはその指示に従わなければならないものとします。
 - ① 一切の広告、表示等から当協会認定資格者である旨を削除すること
 - ② 引継ぎの必要な受講生がある場合は、自らの責任において、誠実かつ迅速に当該受講者の引継ぎを行うこと
 - ③ その他当協会が指示する事項
2. 当協会は、認定の喪失によりスペシャリストに生じる一切の損害について、何らの責任を負わないものとします。

第3章 [権利義務]

第10条（権利帰属）

1. スペシャリストがその活動中に当協会より提供を受け、または知得した情報等（メソッド、技術ノウハウを含む営業上、技術上、財産上、その他当協会より提供された一切の資料や情報等を含みます）に関する知的財産権は、全て当協会に帰属しており、かつスペシャリストに移転するものではありません。
2. スペシャリストは、如何なる理由によっても当協会の事前の承諾なしに、当協会より

認められた目的以外のためにメソッド、技術ノウハウを使用するなど当協会の知的財産権を侵害する行為をしてはならないものとします。

第11条（秘密情報）

スペシャリストは、その活動中に当協会より提供を受け、または知得した当協会の秘密とされるべき営業上、財産上、技術上その他の情報（メソッド、技術ノウハウを含む営業上、技術上、財産上、その他当協会より提供された一切の資料や情報等を含みます）を適切に管理し、当協会の事前の承諾なしに第三者に開示または漏洩しないものとします。

第12条（個人情報の保護）

スペシャリストは、個人情報保護法の適用の有無にかかわらず、個人情報保護の方針を定め、これに基づき受講者等の個人情報を適切に管理し保護しなければならないものとします。

第13条（禁止行為）

次に該当する行為を本規約におけるスペシャリストの禁止行為と定めます。なお、スペシャリストが禁止行為を行った場合、当協会は、直ちに当該スペシャリストの認定資格を取り消し、損害の発生が発覚した場合、その損害の賠償を請求することができるものとします。

- ① 当協会または当協会関係者（他の会員、受講者、当協会の取引先等を含みます）の知的財産権、肖像権、プライバシー、人権やその他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- ② 当協会の承諾を得ることなく、当協会から提供された、テキスト、教材、書籍、ビデオその他の情報、文章データ等の印刷、複製、模造、配布、転載、SNSなどへアップロード等を行う行為
- ③ 当協会または当協会関係者を誹謗中傷し、あるいは名誉を傷つけるような行為、その他手段の如何を問わず、当協会の運営を妨害する迷惑行為
- ④ 認定制度を利用してのネットワークビジネスや宗教団体その他当協会と無関係の団体等への勧誘行為や特定の商品やサービスを売り込むことを目的とした営業行為
- ⑤ 医師でない者が医療行為を行うなどの法令違反または公序良俗違反に該当する行為、あるいは該当するおそれのある行為
- ⑥ その他前各号に準ずる行為

第4章 【損害賠償等】

第14条（損害賠償）

スペシャリストは、本規約に違反することにより、または自らの活動に関連して当協会に損害を与えた場合、当協会に対しその損害を賠償する責任を負うものとします。

第15条（存続条項）

スペシャリストがその資格を有しなくなった後においても、第9条（認定喪失後の措置）、第10条（権利帰属）、第11条（秘密情報）、第12条（個人情報の保護）、第14条（損害賠償）、本条（存続条項）、第16条（条項効力の分離可能

性)、第17条(反社会的勢力等)、第18条(譲渡等)、第19条(完全合意)、第20条(協議解決)および第21条(合意管轄)は、なお有効に存続するものとします。

第16条(条項効力の分離可能性)

本規約内のいずれかの規定が適用法と衝突した場合、あるいは執行できない場合、当該規定を除去してもなお本規約の目的に影響を及ぼさないという前提において、当該衝突または執行不能は、本規約内のその他の規定および効力に影響を及ぼさないものとします。

第17条(反社会的勢力等)

1. スペシャリストは次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約するものとします。
 - ① 反社会的勢力等または反社会的勢力等でなくなったときから5年を経過しない者であること
 - ② 反社会的勢力等に資金提供等、便宜の供給を行っていること
 - ③ 自らまたは第三者を利用して、他者に対して暴力行為、詐術、脅迫的言辞を用いていること
2. 当協会は、スペシャリストが前項の規定に違反した場合、事前に催告することなく、直ちに当該スペシャリストの資格を剥奪することができるものとします。
3. 当協会が前項の規定により当該スペシャリストの資格を剥奪した場合には、これにより当該スペシャリストに生じた損害の一切について賠償する義務を負わないものとします。

第5章 [雑則]

第18条(譲渡等)

1. スペシャリストは、当協会の書面による事前の承諾なく、自らの地位または本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に譲渡し若しくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。
2. 当協会は、認定制度に関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業承継に伴い、本規約上の地位、権利義務およびスペシャリストの登録情報その他の情報を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、スペシャリストは、かかる譲渡について本項において予め同意したものとします。

第19条(完全合意)

本規約は、本規約に含まれる事項に関する両者間の完全な合意を構成し、書面か否かを問わず、本規約に含まれる事項に関する事前の合意、表明および了解に優先するものとします。

第20条(協議解決)

本規約に定められていない事項並びにその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議のうえ、決定するものとします。

第21条(合意管轄)

本規約に関連する紛争が生じた場合には、当協会の所在地を管轄する地方裁判所また

は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附則

2020年12月22日 制定施行